**住民基本台帳法**

**第十二条**

住民基本台帳に記録されている者は、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長に対し、自己又は自己と同一の世帯に属する者に係る住民票の写し（第六条第三項の規定により磁気ディスクをもつて住民票を調製している市町村にあっ

ては、当該住民票に記録されている事項を記載した書類。以下同じ。）又は住民票に記載をした事項に関する証明書（以下「住民票記載事項証明書」という。）の交付を請求することができる。

**第十二条の三**

市町村長は、前二条の規定によるもののほか、当該市町村が備える住民基本台帳について、次に掲げる者から、住民票の写しで基礎証明事項（第七条第一号から第三号まで及び第六号から第八号までに掲げる事項をいう。以下この項及び第七項において同じ。）のみが表示されたもの又は住民票記載事項証明書で基礎証明事項に関するものが必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該申出をする者に当該住民票の写し又は住民票記載事項証明書を交付することができる。

一　自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために住民票の記載事項を確認する必要がある者

二　国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある者

三　前二号に掲げる者のほか、住民票の記載事項を利用する正当な理由がある者

**戸籍法**

**第十条の二**

前条第一項に規定する者以外の者は、次の各号に掲げる場合に限り、戸籍謄本等の交付の請求をすることができる。この場合において、当該請求をする者は、それぞれ当該各号に定める事項を明らかにしてこれをしなければならない。

一　自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために戸籍の記載事項を確認する必要がある場合　権利又は義務の発生原因及び内容並びに当該権利を行使し、又は当該義務を履行するために戸籍の記載事項の確認を必要とする理由

二　国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある場合　戸籍謄本等を提出すべき国又は地方公共団体の機関及び当該機関への提出を必要とする理由

三　前二号に掲げる場合のほか、戸籍の記載事項を利用する正当な理由がある場合　戸籍の記載事項の利用の目的及び方法並びにその利用を必要とする事由

**戸籍法施行規則**

**第十一条の五**

戸籍謄本等（戸籍法第百二十条第一項の書面を含む。）の交付の請求（以下この条において「交付請求」という。）をした者は、当該交付請求の際に提出した書面の原本の還付を請求することができる。ただし、当該交付請求のためにのみ作成された委任状その他の書面については、この限りでない。

○２　前項本文の規定による原本の還付の請求（以下この条において「原本還付請求」という。）をする者は、原本と相違ない旨を記載した謄本を提出しなければならない。

○３　市町村長は、原本還付請求があつた場合には、交付請求に係る審査の完了後、当該原本還付請求に係る書面の原本を還付しなければならない。この場合には、前項の謄本と当該原本還付請求に係る書面の原本を照合し、これらの内容が同一であることを確認した上、同項の謄本に原本還付の旨を記載しなければならない。

○４　前項前段の規定にかかわらず、市町村長は、偽造された書面その他の不正な交付請求のために用いられた疑いがある書面については、これを還付することができない。

○５　第三項の規定による原本の還付は、その請求をした者の申出により、原本を送付する方法によることができる。

電子政府の総合窓口より引用

**住民票の写しの交付制度等の見直し**

　何人でも住民票の写し等の交付を請求できるという現行の交付制度を見直し、個人情報保護に十分留意した制度として再構築するとともに、転出等の際の本人確認を厳格化し、なりすましの防止を図る改正を行いました（平成20年5月1日から施行）。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　総務省　ホームページより引用

**戸籍法施行規則等の一部改正に伴う戸籍事務の取扱いについて**

平成22年5月6日に「戸籍法施行規則等の一部を改正する省令」(平成22年法務省令第22号)が公布され、6月1日に施行されました。つきましては、職務上請求書等による戸籍謄本等の交付請求に際する取扱いついて、以下の点にご留意くださるようお願いします。

○職務上請求書等を使用して戸籍謄本等を請求する際は、その権限を証明する書面の原本の添付が必要となります（なお、これらの書面については原本還付請求を行うことが可能です。）。

○職務上請求書等を使用して戸籍謄本等を請求する際に添付する権限を証明する書面のうち官庁又は公署の作成したものの有効期限は、その作成後3ヶ月となります。

※権限を証明する書面……税理士が作成した委任状(事務所職員等、税理士の使者が交付請求する場合)、税理士法人の登記事項証明書又は代表者事項証明書、後見登記等の登記事項証明書、審判書の謄本及び確定証明書(後見登記が未了の場合)。

※税理士が作成した委任状(事務所職員等、税理士の使者が交付請求する場合)については、原本還付請求はできません。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　日本税理士会連合会　ホームページより引用